

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の国内での発生に際し、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済への影響を最小限に抑えるため、岩手県感染症予防計画第4章の3に基づき、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部
- (2) 地方支部及び班
- (3) 現地対策本部
- (4) 庁内調整会議
- (5) 本部支援室

2 本部の事務所は、原則として岩手県庁内に置く。

(対策本部長、対策副本部長及び対策本部員)

第3条 対策本部長（以下「本部長」という。）は、知事をもって充てる。

2 対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事、復興防災部長及び保健福祉部長をもって充てる。

3 対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第5条第6号に掲げる復興防災部の事務を監督する副知事

第2順位 第1順位に掲げる者以外の副知事

第3順位 復興防災部長

第4順位 保健福祉部長

4 対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長（復興防災部長及び保健福祉部長を除く。）、東京事務所長、危機管理を所管する復興防災部副部長、保健福祉部副部長

(2) 医療局長

(3) 企業局長

(4) 教育長

(5) 警察本部長

5 知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、県の職員のうちから本部員を指名することができる。

6 本部のその他の職員には、県の職員をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部長は、新型コロナウイルス感染症対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する新型コロナウイルス感染症対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに

副本部長及び本部長以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置き、主な担当業務を各部の欄のとおりとする。

第6条 本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部門及び部内の連絡調整並びに情報収集の事務を担当する。

3 本部支援室長は、必要に応じて本部連絡員その他の職員を招集し、連絡調整会議を開催する。

(部の運営)

第7条 この規程に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

(地方支部)

第8条 地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、地方支部を置く。

第9条 地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 管内の新型コロナウイルス感染症対策の総括に関すること。

(2) 管内の新型コロナウイルス感染症に対応した体制整備に関すること。

(3) 管内の新型コロナウイルス感染症に関する発生状況等の情報収集に関すること。

(4) 管内の関係機関への情報伝達及び関係機関の対応状況の把握に関すること。

(5) その他対策本部との連絡及び対策本部から指示された事項の処理に関すること。

第10条 地方支部は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

2 支部長は、広域振興局長、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の副局長並びに花巻保健福祉環境センター及び一関保健福祉環境センターを分掌する保健福祉環境技監をもって充てる。

3 副支部長は、広域振興局の保健福祉環境技監及び保健福祉環境部長、保健福祉環境センター所長並びに地方支部長が指名する者とする。

4 支部委員は、広域振興局の副局長(地方支部長である者を除く)、局内の各部(所)長(地方副支部長である者を除く。)並びに地方支部長が指名する者とする。

5 支部長は、地方支部を設置したときは、その旨を直ちに本部長に報告する。

6 支部長は、地方支部の存続の必要がないと認めるときは、当該地方支部を廃止する。この場合においては、その旨を直ちに本部長に報告する。

(支部委員会議)

第11条 支部長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要と認めるときは、支部委員会議を招集する。

2 支部委員会議は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成する。

3 支部長は、審議事項の内容に応じ、副支部長のほか一部の支部委員の出席により会議を開催し、並びに副支部長及び支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(班)

第12条 地方支部に、別表2に掲げる班を置く。

2 班に、班長を置き、別表2の左欄に掲げる班の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合においては、同表右欄に掲げる構成機関又は組織の長が協議して適当と認める者に班長を行わせることができる。

(支部連絡員)

第13条 地方支部に、支部連絡員を置き、各班長が当該班内の職員のうちから指名する。

2 支部連絡員は、支部長の命令の伝達、各班間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(地方支部の運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、地方支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、支部長が定める。

(現地対策本部)

第15条 本部長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため特に必要があると認めるときは、現地対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命ずること。

(庁内調整会議)

第16条 本部の機能を補佐し、方針決定を円滑に行うため、庁内調整会議を置く。

2 庁内調整会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

3 委員長は、危機管理を所管する復興防災部副部長をもって充てる。

4 副委員長は、政策企画部副部長、総務部副部長及び保健福祉部副部長をもって充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局の副部長等をもって充てる。
- (2) 医療局次長
- (3) 企業局次長
- (4) 教育委員会事務局教育次長
- (5) 警察本部警備部長

6 委員長は、必要に応じて委員その他の職員を招集し、庁内調整会議を開催する。

(本部支援室)

第17条 本部における各部の総合調整、関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

2 本部支援室に本部支援室長、副室長、班長及び班員を置く。

3 本部支援室長は、復興防災部長をもって充てる。

4 副室長は、総括危機管理監をもって充てる。

5 復興防災部長は、班長及び班員を、復興防災部にあつてはあらかじめ復興防災部の職員のうちから、復興防災部以外の部にあつては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。

(指定地方行政機関等との連絡調整等)

第18条 本部長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、又は市町村の実施する新型コロナウイルス感染症対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の施設の管理者（以下「指定地方行政機関等」という。）が処理すべき事務又は業務に関して、指定地方行政機関等との連絡調整、又は指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請を行う。

(廃止基準)

第19条 対策本部は、新型コロナウイルス感染症に関し、本部長が、新型コロナウイルス感染症対策の必要がなくなつたと認めるとき廃止する。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 4 月 17 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

対策本部各部の部長及び主な担当業務

1 共通的事項		
(1) 危機管理連絡体制(庁内・部局内等連絡体制含む) (2) 各行政分野(各関係機関や業界等)への情報周知体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内・各種会議やイベント等において新型コロナウイルス感染症対策についての周知(集会・イベント等の自粛要請等、実施が必要な対策) (3) その他必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大流行時の各行政分野の社会機能の確保対策及び部局内業務体制 		
2 部局別事項		
部	部長に充てる職	主な担当業務
政策企画部	政策企画部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。
総務部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算調製に関すること。 ・ 知事部局職員への特定接種の実施に関すること。 ・ (東京事務所)関係官庁等との連絡及び情報収集に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。
復興防災部	復興防災部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理全般に係る総括に関すること。 ・ 自衛隊派遣要請に関すること。 ・ 県対策本部の設置運営に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。
ふるさと振興部	ふるさと振興部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との連絡調整に関すること。 ・ 市町村からの要望対応に関すること。 ・ 私立学校等の状況把握及び指導・啓発に関すること。 ・ 海外渡航者等への啓発に関すること。 ・ 県内在留外国人への情報提供等に関すること。 ・ 公共交通機関における対策に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共文化施設の利用者への情報提供に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関すること。

環境生活部	環境生活部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全安心に関すること。 ・ 生活衛生に関すること。 ・ 土壌・水質等の環境に関すること。 ・ 野生鳥獣に関すること。 ・ 廃棄物の処理に関すること。 ・ 火葬、埋葬の場所の調整に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
保健福祉部	保健福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策に関すること。 ・ 患者等の情報収集・共有に関すること。 ・ 市町村等との連携・協力体制の確立に関すること。 ・ 国、検疫所、他県との連携・調整に関すること。 ・ 県民医療の確保に関すること。 ・ 薬務に関すること ・ 社会福祉施設等への指導・情報収集に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
商工労働観光部	商工労働観光部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者等への情報提供に関すること。 ・ 関係事業者等からの相談対応に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
農林水産部	農林水産部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者等への情報提供に関すること。 ・ 生産者等からの相談対応に関すること。 ・ 農林水産物の流通に関すること。 ・ 家畜防疫に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
県土整備部	県土整備部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者への情報提供に関すること。 ・ 空港港湾における啓発等の対策に関すること。 ・ 他部局の応援に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
ILC 推進部	ILC 推進局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者等への情報提供に関すること。 ・ 関係事業者等からの相談対応に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
出納部	出納局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な資機材の確保に関すること。 ・ 他部局の応援に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。

医療部	医療局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院の医療提供に関すること。 ・ 医療局職員への特定接種の実施に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
企業部	企業局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気及び工業用水の継続供給対策に関すること。 ・ 企業局職員への特定接種の実施に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
教育部	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の健康に関すること。 ・ 学校閉鎖等、まん延防止に関すること。 ・ 教育委員会職員への特定接種に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。
公安部	警察本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会秩序等の維持（集会等に対して県が行う自粛要請に 係る安全確保、感染症法に基づく交通制限時等の警備、 防犯等県民の安全確保等）に関すること。 ・ 警察本部職員への特定接種に関すること。 ・ その他、県対策本部長から特に指示された事項に関する こと。

別表 2 (第 12 条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	広域振興局経営企画部 管理主幹 広域振興局経営企画部 地域振興センター所長 広域振興局総務部長 広域振興局総務部総務 センター入札課長	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センター 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター 広域振興局審査指導監
保健福祉環境班	広域振興局保健福祉環 境部長 広域振興局保健福祉環 境部保健福祉環境セン ター所長	広域振興局保健福祉環境部 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター
農林班	広域振興局農政（林）部 長 広域振興局農政（林）部 農林振興センター所長	広域振興局農政（林）部 広域振興局農政（林）部農林振興センター 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
水産班	広域振興局水産部長 広域振興局水産部水産 振興センター所長	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
土木班	広域振興局土木部長 広域振興局土木部土木 センター所長	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
県立病院班	県立病院長	県立病院
教育事務所班	教育事務所長	教育事務所
県立学校班	県立学校長	県立学校
警察署班	警察署長	警察署
その他支部長が 必要と認める班	当該班を構成する機関 の長	当該班を構成する機関